平成２５年（フ）第１３６１号
札幌市清田区北野４条５丁目１番２号
債務者　崔　　明玉
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
北海道檜山郡厚沢部町字美和20番地の２
債務者　福田東和子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第４９号
福島県会津若松市材木町２丁目１番11号、前住所鹿児島県鹿児島市荒田２丁目61番10―402号
債務者　佐藤　真也
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
静岡県熱海市水口町18番18号　第一松楓荘101号
債務者　栗田　悦子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６５８号
堺市南区若松台２丁３番11―107号
債務者　古田　康行
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６７３号
大阪府富田林市清水町３番13―308号
債務者　岡本　博美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県営住宅国分寺団地23棟103号
債務者　岸上麻由美（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３号
福岡県大川市大字向島602番地　ヤマニコーポ８号室、住民票上の住所福岡県大川市大字向島602番地
債務者　水本　良一
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
福岡県柳川市三橋町柳河931番地23　サンシャイン・ひろ103号
債務者　三宅　義幸
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2060番地６
債務者　野原　弘子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
千葉県館山市船形877番地
債務者　小澤　貴恵
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１０４９号
福岡市南区三宅１丁目25番６－１号
債務者　末吉　結花
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５２号
福岡県朝倉郡筑前町二127番地１双葉荘205号
債務者　松尾　幸江
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９６号
福岡県糟屋郡志免町桜丘３丁目18番３号
債務者　大吉塗装工業こと　案浦　　巖
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９７号
福岡県糟屋郡志免町桜丘３丁目18番３号
債務者　案浦　　洋
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０７号
大分市大字奥田682番地の５　ＴＯＮＥビル506
債務者　興梠　未子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３８号
仙台市青葉区小松島３丁目13番43号　阿部アパート202
債務者　境谷　雅博
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係